

万が一事故が起こった場合は、以下を必ず行ってください。
これを怠りますと、保険・保証を受けられない場合があります。

事故の場合



1. 負傷者への救護
2. 警察への通報
3. 相手の確認

書類（車検証入れ）と一緒に
お渡しした緊急連絡先の
保険会社にご連絡ください。

故障の場合



車両に不具合や故障が生じた場合は、直ちに安全な場所に停車し運行を中止してください。

当店にご連絡下さい

- ・警察への届け出が済みましたら、「交通事故証明書」の取得ができるように手続きをお願いいたします。
- ・事故現場で相手側との示談はしないでください。保険・保証が適用されなくなります。
- ・キズやへこみの大小、相手の有無にかかわらず、事故あつかいになります。
- ・事故が発生した時点でレンタルバイク契約は終了となります。また、その場合でもレンタル料金のご返却はありません。